

波田堰だより

発行

松本市波田4417-1
東筑摩郡波田堰土地改良区
発行人 百瀬 元幸
TEL (0263)92-8919
FAX (0263)92-8919

令和2年 4月

《ごあいさつ》

東筑摩郡波田堰土地改良区
理事長 百瀬 元幸

新緑の候 組合員の皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は、波田堰土地改良区の業務運営にあたりまして、格段のご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、任期満了に伴う役員改選により、新たな役員体制となりましたが、以前に増してご支援とご協力を賜ります様、お願い申し上げます。

私も僭越ながら引き続き理事長を務めさせていただくことになりました。用排水施設の老朽化等、課題が山積する中での再任となりましたが、少しでも解決に向かいます様、皆様のご理解とご協力をいただきながら前に進めていきたいと考えておりますので何卒よろしくお願い申し上げます。

さて、昨年末に発生した新型コロナウイルス感染症は、我が国でも緊急事態宣言が出される事態となり、多くの社会活動の自粛により、経済の悪化が進み、先が見えない状態が続いています。

このような社会情勢となっても、季節は確実に春を迎え、農繁期がやってまいりました。当土地改良区は停滞することなく粛々と業務を進め、安定的に農業用水が確保できます様、引き続き努力してまいります。

昨年秋に実施いたしましたアンケート調査の結果、別紙のとおり半数を超える皆様からご回答をいただきました。ご協力に改めて感謝申し上げます。

用排水路等の施設の老朽化は、年を追って確実に進んできております、ご回答いただきました結果を基に、関係機関からの情報提供も含め内容分析を行い、今後の方針を本格的に検討していきたいと考えております。

今後も役職員一丸となって取り組んでいく所存でございますのでご理解ご協力をお願い致します。

終わりに組合員の皆様並びに耕作者の皆様のご健勝とご活躍をご祈念申しあげ、ご挨拶とさせていただきます。



お知らせ

今年の水配人さんと担当水路

押出原	～	3号水路	大月勝彦さん
4号水路	～	7号水路	古畑秀章さん
8号水路	～	11号水路	波多腰茂雄さん
12号水路	～	14号水路	百瀬光史さん

以上の皆さんです。

3月にお配りしました水管理の通知をご確認いただき、スムーズな水管理ができますよう御協力をお願いします。

◆水配期間 5月1日～8月31日

5月中は大事な時期ですので、水配人の皆さんには日曜日にも出勤(5月31日のみ休み)していただきますが、**6月1日以降、水配人は日曜日休み**となりますのでご理解下さい。

波田堰土地改良区のかんがい期の最大取水量

取水期間	4/1～4/20	4/21～5/25	5/26～8/15	8/16～9/15	9/16～9/30
最大取水量(m ³ /s)	0.673	2.217	2.084	1.949	0.643

上海渡分水工より取水できる水量は時期によって決められています。かんがい期には、この最大取水量の範囲で配水を行っています。

10月1日から3月31日までの非かんがい期は当土地改良区の取水権利はありませんので、幹線水路には沢水のみ流れています。この期間に支線水路の水門を開けた方は、水の管理は個人の責任においてお願いいたします。

組合員の皆様へお願い

近年、水路に草がつまり下流の農地に水が溢れる被害が多くなっています。水路際の草刈りをする際には、水路に草を流さないようご注意ください。

また、田の排水口の整備をお願いします。

水路の上には、はぜ木等物を絶対に置かないで下さい。草やゴミのつまる原因になるほか、水路に負担がかかり水路の壊れる原因になります。

置いてある場合は撤去していただくこととなります。

賦課金の納入について

土地改良区は、組合員の皆様からの賦課金によって運営しております。預金口座の残高をご確認の上、賦課金は期限内に納入していただきますよう、皆様の御協力をお願いいたします。(賦課額については同封の通知書をご覧ください。)

尚、口座の変更、組合員の変更等がございましたら事務局までご連絡下さい。

令和2年度賦課金及び徴収期日

(地籍割、均一賦課)

- ◆ 経常賦課金 10a当り 2,600円 納期 5月25日
- ◆ 維持管理積立金賦課金 10a当り 1,000円 納期 5月25日
- ◆ 水利管理費賦課金(転作田、水田一律)
10a当り 2,500円 納期 7月27日
(但し、巾下・車坂・北南浦・水沢田を除く)

名義変更等は、必ず改良区へ届け出て下さい

(所定の様式がありますので、事務局までご連絡下さい。TEL 92-8919)

次の場合には、本改良区へ届け出て下さい。

- 農地を売買または交換したとき。相続等されたとき。
- 組合員が亡くなったとき。
- 後継者に経営移譲するとき。
- 組合員の住所等に変更が生じたとき。



農地転用について

農地を農地以外の目的で使用する時は、土地改良区へ届出が必要です。農地転用(地区除外)の手続きは必ず行って下さい。公共事業の用地として転用される農地についても転用決済金の納付が義務付けられています。用地買収・価格交渉の際等、事業主体(買収者)と十分話し合い、決済金・組合員賦課金・転用手続き等、疑義無いようお願いいたします。

改良区に登録してある台帳(組合員名簿)の変更は、直接改良区へ届け出て下さい。組合員の死亡や受益地の所有者名義の変更等を市町村や法務局で手続きしても、改良区の手帳は変更されませんので、ご注意ください。

役員選挙及び総代選挙

任期満了による役員選挙が、令和1年12月7日開催の総代会において執行され、定数通りの立候補となったため無投票当選されました。また、1月16日執行の総代選挙においても定数通りの立候補となり、無投票当選となりました。新役員・新総代の方は次の通りです。4年間、よろしくをお願いいたします。

役員

任期; R2.2.1~R6.1.31

(敬称省略)

役職名	氏名	区	役職名	氏名	区
理事長	百瀬 元幸	15	水配担当理事	大月 喜作	6
副理事長	太田 茂	3	水配担当理事	大池 守	19
会計理事	塩原 長利	7	水配担当理事	砂畑 収造	12
庶務担当理事	波多腰 和雄	8	総括監事	大池 孝夫	山形
工事担当理事	安藤 清明	9	監事	大月 裕一	11

総代

任期; R2.2.1~R6.1.31

(敬称省略)

区	氏名	区	氏名	区	氏名
2	百瀬 佳孝	8	安藤 孝幸	14	中嶋 久喜
2	中村 広志	9	和泉 元樹	15	百瀬 克美
3	牛丸 仁志	9	波多腰 哲郎	15	佐藤 明利
3	太田 宏	9	久保澤 秀明	16	齊藤 芳憲
4	降幡 寛登	9	和泉 忠幸	16	中澤 英之
4	太田 宗行	10	村瀬 福男	19	金井 国彦
6	大月 秀孝	10	百瀬 昌朋	19	百瀬 宗光
6	足立 敬一	11	古波田 守	22	岩田 寿夫
6	都竹 岩男	11	野竹 誠	23	奥原 富男
7	大月 明	12	安藤 将志	山形	高山 隆
7	大月 芳樹	12	波多腰 力也	山形	神通川 豊
7	深澤 文雄	13	古畑 和英	山形	土屋 敏彦
8	中野 守雄	13	松澤 貴幸	山形	横水 與昭
8	上村 泰基	14	百瀬 宗登	山形	古畑 尚俊

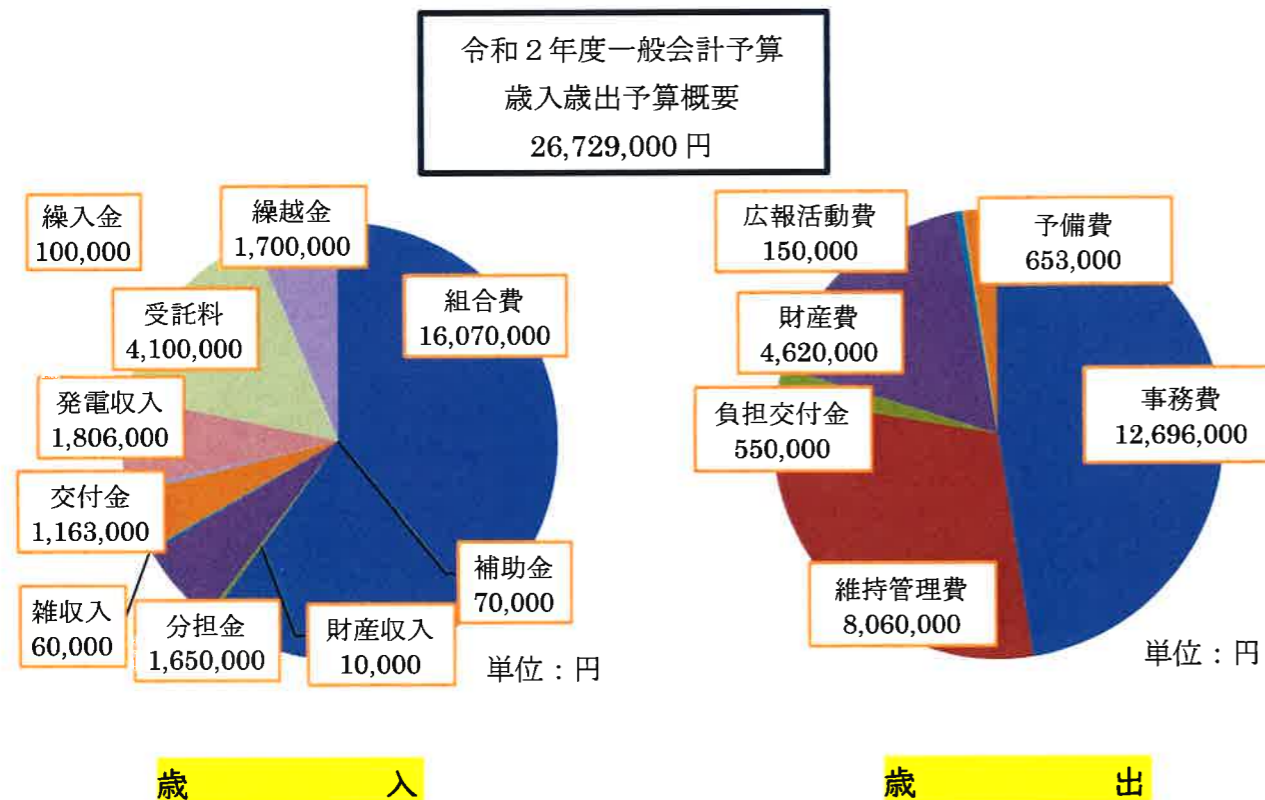
今までの総代選挙は、選挙管理委員会の管理のもと公職選挙法により執行されておりましたが、土地改良法の改正により、土地改良区の管理で執行されることとなりました。今回は、その第1回目の当選者となります。

平成31年度通常総代会開催される

令和2年3月4日（水）、平成31年度通常総代会が波田公民館において開催されました。百瀬理事長より出席の総代各位に、日頃の土地改良区業務運営に対する理解と協力に対し、感謝の言葉が述べられました。さらに今後の協力についてもお願いをした後、提出議案の慎重審議を御願ひする旨の挨拶がありました。議事進行は議長 牛丸仁志総代（3区）のもと、審議がなされ次の全11議案が原案どおり可決承認されました。

*総代会提出議案

- 議案第1号 東筑摩郡波田堰土地改良区定款の一部変更について
- 議案第2号 東筑摩郡波田堰土地改良区規約の一部変更について
- 議案第3号 東筑摩郡波田堰土地改良区利水調整規程の制定について
- 議案第4号 東筑摩郡波田堰土地改良区発電事業特別会計積立金規程の制定について
- 議案第5号 平成31年度発電事業特別会計第2号補正予算について
- 議案第6号 令和2年度事業計画について
- 議案第7号 令和2年度賦課徴収に関する件について
- 議案第8号 令和2年度土地改良事業決済金特別徴収金について
- 議案第9号 令和2年度一般会計歳入歳出予算、決済金特別会計歳入歳出予算、職員退職給与金特別会計歳入歳出予算、維持管理積立金特別会計歳入歳出予算、発電事業特別会計歳入歳出予算について
- 議案第10号 令和2年度一時借入金最高限度額及び借入先の決定について
- 議案第11号 令和2年度金銭預け入れ先金融機関の決定について
- その他



平成31年度臨時総代会

平成31年度臨時総代会が令和1年12月7日（土）に波田公民館で開催されました。議長 野竹寛総代（11区）の議事進行のもと、議案第1号の平成30年度事業報告、一般会計・特別会計決算、財産目録の承認をはじめ平成31年度一般会計・特別会計の補正予算の2議案が承認されました。一般会計決算・特別会計決算は次の通りです。

平成30年度一般会計歳入歳出決算書

単位：円

歳 入		歳 出			
1	組合費	15,896,700	1	事務費	10,931,283
2	財産収入	3,822	2	水利管理費	5,366,449
3	補助金	70,000	3	維持管理費	243,397
4	分担金	1,469,202	4	負担交付金	170,500
5	雑収入	230,921	5	拠出金	0
6	交付金	1,163,000	6	財産費	7,120,000
7	繰入金	100,000	7	事業費	52,792
8	発電収入	907,000	8	予備費	0
9	受託料	4,100,000			
10	繰越金	1,780,797			
歳入合計		25,721,442	歳出合計		23,884,421
歳入歳出差引残高		1,837,021	(平成31年度へ繰越)		

平成30年度特別会計歳入歳出決算書

単位：円

特別会計名	歳 入	歳 出	差引残高
決済金（農地転用）	826,071	0	826,071
維持管理積立金	43,924,735	0	43,924,735
職員退職給与積立金	3,644,201	0	3,644,201
発電事業	1,273,641	1,001,403	272,238

「耕作者による水路の清掃」について御礼

平成15年度から実施していただいております波田堰の各支線水路の清掃について、皆様の御協力に御礼申し上げます。3月29日に総代の方々により清掃確認をする予定でしたが、季節外れの大雪の為中止となりました。4月3日、役員・水配人にて清掃確認作業後、通水作業を行いました。無事通水できましたことに感謝申し上げます。ありがとうございました。

また、同時に総代の方々に水路の補修箇所等の点検等を行っていただきましたが、水路の不都合がありましたら、事務局又は地区の役員・総代までご一報ください。

各事業・工事の報告

◆県営かんがい排水事業（農業水路等長寿命化・防災減災事業）

平成30年度に実施した基幹ストックマネジメント事業でおこなった幹線水路の劣化状況の調査結果をふまえ、概要書の作成を行いました。この概要書は、今後の水路補修の計画を立て事業を実施していくうえで基になるものです。昨年度の県補助金の残金と松本市補助金、一部改良区負担で実施いたしました。

◆多面的機能支払交付金制度

波田堰土地改良区が平成26年度から参画し活動している波田地区地域資源保全活動組織では、多面的機能支払交付金制度を使って、農業用排水路等の改良区施設の補修工事等を実施しています。平成31年度は目地補修、水路の漏水改善工事、水路の嵩上げ及び法面の整備等を実施しました。



こんな活動もしています

毎年8月の最終日曜日に「波田堰探検とマ스つかみ」のイベントを波田地区地域資源保全活動組織とともに開催しています。平成31年度は120名の参加者のもと、波田堰の幹線水路の中を歩きながらごみ拾いをしました。また、水路沿いの木柵に防腐剤を塗る作業も行い、その後、マ스つかみを行いました。



アンケート結果

水路の老朽化が著しく抜本的な対策が必要になっていることから、昨年、組合員の皆様へアンケート調査を実施いたしました。皆様からは多くのご意見をお寄せいただきました。結果については、下記にまとめましたのでご覧ください。この調査の内容を分析・検討し、今後の方針を検討させていただきたいと考えております。ご意見等ございましたら、地区役員、総代又は事務局までお寄せください。

【赤字は構成比率（割合）です。】

問1. 年齢

20代	0	
30代	3	1%
40代	10	3%
50代	45	14%
60代	102	30%
70代	121	36%
80代以上	55	16%
不明	1	

問2. 農地の場所

開田	219	59%
巾下・水沢田	53	14%
南浦	19	5%
その他	79	22%

問3. 後継者

いる	100	31%
----	-----	-----

後継者の年齢

10代	1	1%
20代	14	14%
30代	33	33%
40代	34	34%
50代	15	15%
60代	3	3%

いない	226	69%
-----	-----	-----

アンケート発送数	627通
回答数	337通
回答率	53.8%

問4. 耕作状況

自作している	95	28%
一部作業委託	45	13%
貸している	134	40%
耕作も貸してもいない	6	2%
自作及び借りている	49	14%
その他	9	3%

問5. 農業経営

農業を続けたい	219	58%
耕作面積を増やしたい	14	6%
耕作面積を減らしたい	39	18%
高収益農作物への転換	15	7%
今までと同じにやりたい	142	65%
その他	9	4%

農業をやめたい	161	42%
担い手に貸したい	80	50%
売りたい	70	43%
その他	11	7%

問6. 施設の更新

更新が必要	196	65%
必要ない	80	26%
その他	27	9%

問7. 更新が必要と答えた方はどのような整備が必要と思うか

圃場整備	16	7%
用排水路の改修	122	55%
水路の延命	85	38%
その他	1	